

鳩山町浄化槽設置管理事業のあらまし

きれいな川を子どもたちに!!

事業のあらまし

この事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、町が浄化槽を設置し、その適正な管理等を推進するものです。

町が管理する浄化槽を「公共浄化槽」といい、住宅所有者の敷地の一部を町が無償でお借りして、各戸別に設置します。

※浄化槽とは？

し尿と併せて、家庭から排出されるお風呂、台所などの生活雑排水と一緒に浄化処理する施設です。

なお、処理困難物質を含む雑排水や雨水を流入させることは出来ません。

対象地域

対象地域は、浄化槽処理促進区域内です。

（公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域を除く）

ただし、対象地域内であっても浄化槽処理水の放流先がないなどで設置ができない場合もあります。

町が設置する浄化槽（公共浄化槽）

5人槽、7人槽、10人槽の浄化槽（高度処理タイプ／窒素除去型）を設置します。

この浄化槽の仕様書等については、

お問い合わせ先までご連絡ください。

※浄化槽本体は少し大きい小型合併処理浄化槽となりますので、

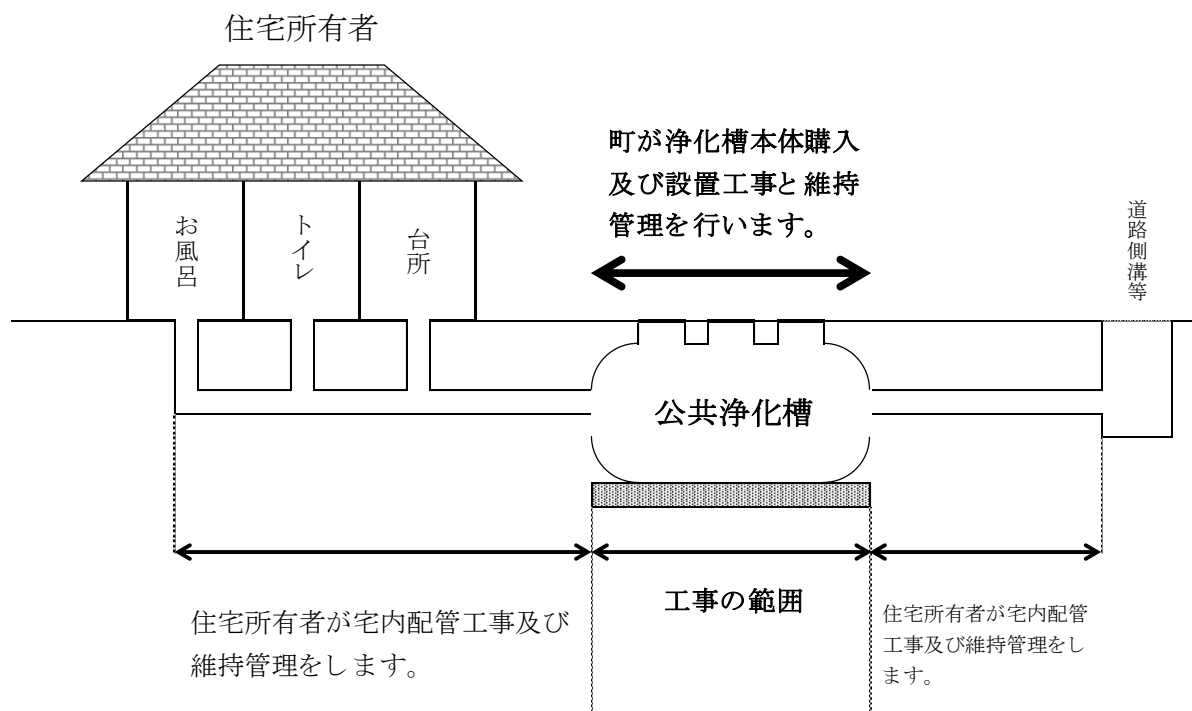
余裕をもった浄化槽設置場所としてください。

公共浄化槽を設置できる住宅

区 分	人 槽
専用住宅 (別荘、建売住宅、共同住宅を含む。)	5人槽
	7人槽
	10人槽
居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅	10人槽以下

ただし、現に空き家である場合や国や地方公共団体などが所有又は使用する住宅等は対象になりません。

鳩山町と住宅所有者の「工事と維持管理の区分」



工事の施工

住宅所有者が、浄化槽設置工事の施工に関し工事店※の中から業者を選定します。

その後、「町」と「工事店」で工事請負契約を締結し、浄化槽設置工事を施工します。

※工事店一覧は、ホームページから閲覧できます。

住宅所有者がご負担する費用

(1) 分担金（工事費用の一部を負担するもの）

住宅所有者が浄化槽設置工事費用の一部を負担します。

（分担金の額は次のとおりです。）

槽の大きさ	分担金の額	
	標準仕様	耐荷重(駐車場)仕様
5人槽	102,000円	499,100円
7人槽	113,400円	544,600円
10人槽	138,000円	※

※浄化槽の上部を駐車場として利用する場合は、耐荷重（駐車場）仕様の分担金の額となります。ただし、工事内容に変更が生じる場合は、分担金の額も変更する場合があります。

※10人槽 耐荷重仕様 の設置を検討されている場合は事前に申出ください。

●納付方法

町が発行する納入通知書で納付してください。

納付期限は計画書※の着工予定期日の前日まで。

※計画書とは町が作成する「浄化槽設置工事計画書」のことをいいます。

現金による一括納付となります。

(2) 公共浄化槽の設置に係る土地に関する経費 （住宅所有者が工事に係り負担する費用）

- ・ 公共浄化槽を設置する際に影響がある箇所の改善費用など
（例）植木や庭石の撤去、電気設備工事の費用など
- ・ 宅内の配管工事の費用など
- ・ 浄化槽の設置場所や放流先の事情から、放流ポンプ槽を設置する費用など

(3) 供用開始後の維持管理等費用

①月額使用料

1 カ月の月額使用料 2,600円（消費税込み）

供用開始に伴い、公共浄化槽の使用を開始すると、月額使用料の徴収が始まります。

月額使用料は、保守点検や法定検査などの維持管理費用の一部に充てます。

●納付方法

- ・原則は、水道料金のお支払い方法に併せた納付となります。（水道料金のお支払いを指定口座から引き落としされている場合は、そこに月額使用料が追加されます。）
- ・現金納付の場合は、町からお送りする納入通知書（2か月分）で、役場出納室又はお近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

②清掃及び収集運搬料

1 回の清掃及び収集運搬料 88円／10L（消費税込み）

清掃は、公共浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を、浄化槽法に基づき、年1回以上実施しなければなりません。

●納付方法

- ・清掃を実施したときは、実施月以降に町からお送りする納入通知書で、役場出納室又はお近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

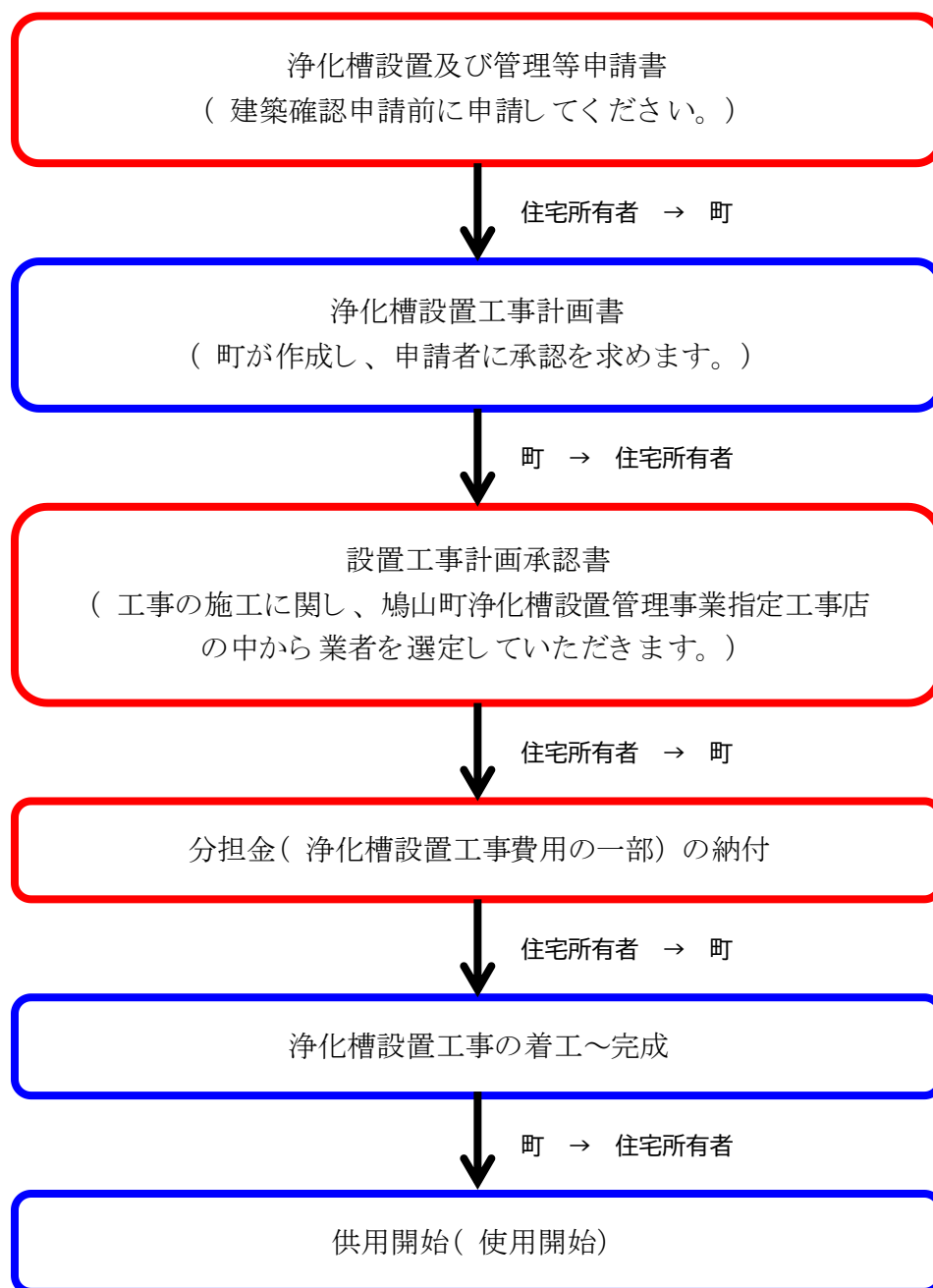
※口座振替を希望される方は、お申し出ください。

- ・料金は、公共浄化槽の入槽や汚泥引抜量等の状況により変動します。

③その他

- ・公共浄化槽の使用、保守点検及び清掃等の際の電気料金、水道料金及び消耗品代
- ・住宅所有者のご都合により、公共浄化槽に修繕、移設又は撤去の必要が生じたときは、その費用は住宅所有者の負担となります。

申請から使用開始までの流れ（建築確認申請前に申請してください）



注意事項

○建築確認申請に必要な添付書類を町で作成します。

- ・ 浄化槽に関する調書
- ・ 浄化槽法第7条検査（設置後の水質検査）の振替振込請求書兼受領書の写しに代わるもの等

●2月～4月の申請になる場合は、事前に申出ください。

申請方法

●浄化槽設置及び管理等申請書の提出方法

必要事項にご記入をしていただき、申請書Ⅰ部の提出をお願いします。

【添付書類】

- ・ 浄化槽を設置する建築物の付近見取図、配置図（放流先が明示されたもの）、
平面図（延べ床面積がわかるもの）
- ・ 委任状（必要に応じて）

【提出方法】

- ①持参又は郵送
- ②メールによる提出

●設置工事計画承認書の提出方法

浄化槽設置工事の施工に関し工事店の中から業者を選定していただきますので、あらかじめ工事店と調整をお願いします。

必要事項をご記入していただき、承認書Ⅰ部の提出をお願いします。

【提出方法】

- ①持参又は郵送

注意事項

供用開始後に、土地や建物の売買などによって、住宅所有者等を変更する場合は、事前に上下水道課にご連絡ください。

(お問い合わせ先)

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

鳩山町 上下水道課 下水道事業担当

電話番号 049-296-1228（直通）

メールアドレス h170@town.hatoyama.lg.jp

鳩山町浄化槽転換促進奨励補助金

この補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から公共浄化槽への転換を促進することを目的としています。

補助対象

公共浄化槽を設置できる住宅において、専用住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を公共浄化槽に入れ替える者（転換しようとする者）に対して、予算の範囲で補助金を交付します。

ただし、建築基準法第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合は含めないこととし、専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を公共浄化槽に入れ替えるときは、補助対象外です。

補助金額

補助金額は、公共浄化槽への転換に伴う配管費、処分費及び放流管費に相当する額とし、次のとおりです。

	補助金額
配管費 (放流ポンプ槽及び放流ます並びにその設置に要する費用を含む)	最大200,000円
処分費	最大100,000円
放流管費 (放流管の長さが20メートルを超えるもの)	最大200,000円

注意事項

年間に補助を行う件数に制限があり、予算額に達した時点で受付を終了しますので、条件等の詳しい内容を確認したい方、補助金を希望される方は、上下水道課にお問い合わせください。